

平成 22 年度 第 1 回豊田市廃棄物処理施設審査会 会議録

(1) 開催日時

平成 22 年 8 月 3 日 午後 2 時 ~

豊田市役所環境センター 3 階 廃棄物対策課会議室 1

(2) 出席及び欠席した委員の氏名

出席：市橋委員、大東委員、成瀬委員（会長）、安田委員

欠席：北田委員（副会長）

(3) 庶務を行うために出席した職員の職名及び氏名

宇井専門監、武田課長、河合副主幹、新實係長、金原主査

(4) 説明又は意見陳述のために出席した関係者の職名及び氏名

なし

(5) 会議に付した案件

(1) トヨキン株の産業廃棄物処理施設設置計画の概要について

(2) その他

(6) 議事の概要

下記のとおり

(7) その他

傍聴人 7 名

議事の概要

【事務局】

- ・本日はご多忙のところ、審査会にご出席していただきましてありがとうございます。
- ・それでは、ただ今から平成 22 年度第 1 回豊田市廃棄物処理施設審査会を開催します。
- ・本日は北田委員が欠席ではございますが、豊田市廃棄物処理施設審査会設置要綱第 5 条第 2 項の規定により、過半数の委員のご出席をいただいておりますので、本日の審査会は有効に成立していることをご報告します。
- ・それでは、議事に入ります前に、本日本配布しております資料の確認をさせていただきます。
- ・本日の次第、A4 サイズ両面の施設設置計画の概要、別紙 1-1 として環境影響調査対象地域、別紙 1-2 として A4 両面の付近見取図、A3 サイズ両面の別紙 1-3 現状の配置図、別紙 1-4 計画の配置図、そして別紙 2-1 として処理工程図でございます。ご確認をお願いします。
- ・それでは豊田市廃棄物処理施設審査会設置要綱第 4 条第 2 項の規定により、これ以降は成瀬会長に会議の進行をお願いします。

【成瀬会長】

- ・議事の次第に従い、会議を進めていきます。

- ・本日は、トヨキン株式会社から設置申請のありました焼却炉について初めての審議となります。
- ・トヨキン株式会社の産業廃棄物処理施設設置計画の概要について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(会議の資料に基づき説明)

【成瀬会長】

- ・ただいまの説明について、ご意見やご質問などがありましたらお願いします。

【大東委員】

- ・資料の 9 の排ガスの性状についてですが、硫黄酸化物の K 値の横に括弧でかけられた数値の意味は何ですか。

【事務局】

- ・K 値を ppm に換算したものです。K 値 1 では 116ppm になります。

【大東委員】

- ・塩化水素の基準は 700mg/m³N であり、今回の計画値が 407mg/m³N とあり、端数を含んだ数値となりますが、どのようにして出された数値ですか。

【事務局】

- ・250ppm を換算したものです。ちなみに法規制値の 700mg/m³N を換算すると 430ppm です。

【安田委員】

- ・施設からの排水量はなしとありますが、灰の冷却に使用するものはどこから発生するものですか。この工程において有機物を含んだような廃水は発生しないのでしょうか。

【事務局】

- ・供給水については井水を使用します。また、焼却する廃棄物によっては水分が多いものもあるため、水蒸気として施設外に排出されるものはあります。廃水は灰の冷却に使用するので施設外には排出されません。

【安田委員】

- ・ダイオキシン類の排出計画値が 4ng-TEQ/m³N とあるが、その数値の根拠は。

【事務局】

- ・基準の 5ng-TEQ/m³N よりも、低い数値で計画されてはおりますが、詳しいことにつきましては申請者に確認し、次回の回答とさせていただきます。

【大東委員】

- ・今回の施設を設置する場所は廃棄物処分場の跡地ですが、既存の建物の工事等の影響で地下水汚染が懸念されます。既存の施設が設置されている状況でわかるものがあればお示しいただきたい。

【事務局】

- ・申請者に確認し、次回の会議に提出できるものがあれば提出します。

【大東委員】

・廃棄物処分場の跡地にこのような施設を建設することができるのでしょうか。

【事務局】

・跡地の開発については、法律に基づく跡地の形質変更の届出において、生活環境に支障がでないことで開発は可能であります。行政側としてはその形質変更の計画に対して計画変更を命ずることができます。

【市橋委員】

・今の説明によると焼却炉の設置については、設置許可申請と跡地の形質変更の届出の2つの手続きが必要になるとのことですが、この審査会における審査事項は設置許可申請を検討することによろしいのでしょうか。跡地の開発によって生活環境に影響が出るおそれがあるとのことですが、この2つは関係なくそれぞれ別々で進められていくものであるのでしょうか。また、このような場合、マニュアルや要綱等はあるのでしょうか。

【事務局】

・法律の条文は別であるので手続きは別であります。跡地の形質変更の届出については基礎工事を行う際に届出られるものであります。よって、設置の許可が認められた後に届出されます。そのため、手続きとしては一体であると考えています。

【市橋委員】

・一体であるとすれば跡地の形質変更の届出は出されてませんが、その内容についてもこの審査会で議論すべきことなのではないでしょうか。

【大東委員】

・生活環境上の問題があるために、手続きは分かれますが切り離せないと考えます。

【市橋委員】

・届出などの資料がないと議論できないのではないのでしょうか。

【大東委員】

・どのように建設するかの情報もある程度提供していただきたい。

【事務局】

・基礎工事については事業者から明確な答えはいただいてません。工法について事前に申請者に確認し、審査会において情報提供はできると考えています。この方法について審議していただくことや意見書の中で生活環境に配慮した工法で行うなどを提言していただく方法もあります。

【大東委員】

・申請書のなかでは、「主要機器はしっかりした基礎の上に設置する」という記載もあり、基礎の情報は把握すべきであります。

【成瀬会長】

・生活環境のことを考えると、この2つは同時に進行していくものであり、工法等もこの中で審議していくものと考えてもよいのでは。

【事務局】

・申請者に基礎構造等を確認し、次回の審査会で説明し、ご意見をいただきたい。

【成瀬会長】

・そのような情報も含めて審査していただきたい。

【安田委員】

- ・いろいろな廃棄物を焼却するとのことですが、この焼却炉の構造ではどのような燃え殻が発生するのか。例えば金属くずみたいな物はどのような状態で排出されるのでしょうか。

【事務局】

- ・燃焼温度が 850 から 950 度のため、その温度より高い融点の物はそのまま排出されます。申請者は廃棄物の中間処理を行っているため、その選別残さなどを焼却するために多くの品目を申請しています。また、焼却物については、申請者が想定しており、比率としてガラスくず等は 1.35%、金属くずは 0.06%であり、混入は少ないと考えています。割合の高いものとして、廃プラスチック類 30.53%、廃酸、廃アルカリで 29.42%です。廃酸、廃アルカリについては中和還元槽に送られ、そこで処理されて焼却炉に投入されます。

【安田委員】

- ・騒音等による周辺の住宅地への影響は大丈夫ですか。

【事務局】

- ・別紙 1-2 の付近見取図に周辺の住宅地の状況が示してあります。今回の申請書における最も大きな騒音を発生する装置は送風機ではありますが、その装置は建物内に設置し、防音効果を図っています。

【大東委員】

- ・今回の設置場所は廃棄物処分場の跡地であり、振動はどのような影響予測を行っていますか。

【成瀬会長】

- ・振動の予測では距離減衰で評価するが、評価に使用する減衰係数が小さなものを使用しています。

【事務局】

- ・生活環境調査書の P96 に振動の予測評価の記述がありますが、その中で使用した内部減衰係数は粘土や関東ローム層等の比較的低い数値を用いて評価されています。

【安田委員】

- ・竪型火格子方式について燃え殻は下のほうに進んでいくようですが、廃プラスチックの割合が多いので途中でつまるようなことはないでしょうか。

【事務局】

- ・燃え殻を搬出する部分についてどのようなメンテナンスが必要かをメーカーに確認します。また、納入実績も多くあるため、聞き取りも可能であるので次回に説明させていただきます。

【成瀬会長】

- ・今回のご質問について申請者に確認するなどを行って、次回の審査会で回答をお示しいただきたい。事務局からその他の報告事項はありますか。

【事務局】

- ・次回の審査会については 10 月上旬を考えています。日程については後日調整させていただきます。